

菊野台かしのみ保育園 運営についての規程

1. 施設の目的及び運営の方針

社会福祉法人かしのみ福祉会が運営する菊野台かしのみ保育園(以下「本園」という。)は、児童福祉法(以下「法」という。)及び子ども・子育て支援法(以下「子育て法」という。)、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」並びに調布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に基づいて保育認定子ども(以下「入所児」という。)の保育を行うことを目的とし、運営に必要な事項を定めるものとする。

2. 提供する保育の内容

(保育理念)

- 子どもの最善の利益を優先し、子ども一人ひとりに愛情をもって関わり子どもの生命・人格・個性を尊重した保育を実践します
- 子どもは社会の宝として、保護者と共に感しながら、子ども一人ひとりの健やかな育ちをお手伝いします

(保育方針)

- 一人ひとりの子どもの家庭環境に配慮し、個性や発達を理解し、丁寧な保育をします
- 安全安心な生活ができる環境と、子どもがのびのびと自己を發揮できる保育をします
- 保護者、地域とのつながりを大切にし、子育て相談ができる信頼関係を築きます

(保育目標)

- 強くたくましい子ども
- 心身ともに健やかな子ども
 - 自分から進んでやれる子ども
 - 何事もくじけずに頑張れる子ども
- 温かい心をもった子ども
- 友達と仲良く遊べる子ども
 - やさしく助け合いができる子ども
 - 動物や植物に親しめる子ども

3. 職員の職種、員数及び職務の内容

園に次の職員を置く。

- (1) 園長 1名
- (2) 主任保育士 1名
- (3) 副主任保育士 1~2名
- (4) 保育士 14名
- (5) 看護師 1名
- (6) 栄養士 1名
- (7) 書記 1名
- (8) 調理員 2名
- (9) 事務員 1名

※前項に定めるもののほか、必要に応じその他の職員を配置することができる。

4. 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(保育の提供時間)

本園の開所時間は午前7時00分から午後6時00分までの11時間とする。ただし、保育短時間入所児については、以下の表とおりとする。

| 認定区分 | 年齢区分 | 保育必要量 | |
|------|-------|-----------|-----------|
| | | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 2号 | 4歳以上児 | 午前7時00分から | 午前8時30分から |
| | 3歳児 | | |
| 3号 | 1・2歳児 | 午後6時00分まで | 午後4時30分まで |
| | 0歳児 | | |

(休日)

本園の休日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規程する休日

(2) 年末年始(12月29日～1月3日まで)

(延長保育)

延長保育事業として、保育短時間認定子どもにあっては、午後4時30分から午後7時00分までの2時間30分、保育標準時間認定子どもにあっては午後6時00分から午後7時00分までの1時間の延長保育を実施する。

※延長保育の選考、徴収方法等は別に定める本園延長保育実施要綱に基づいて決定する。

5. 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

保育料は、区市町村の定めた額とする。

(延長保育料)

●延長保育登録児の延長保育料は、保育標準時間認定子どもにあっては、月額3,500円とする。但し、区市町村の規程により免除されるものを除く。

●延長保育登録児以外の入所児の保育が、保育短時間認定子どもにあっては、16時30分以降に及ぶときは30分以内ごとに300円、保育標準時間認定子どもにあっては、18時以降に及ぶときは700円を保護者が超過保育料として園に納めるものとする。

●食事に要する費用として、2号認定子どもにあっては給食費を月額4,500円とする。但し、区市町村の規定により免除されるものを除く。

6. 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員

本園の定員は90名とし、その内訳はおおむね次のとおりとする。

| 認定区分 | 年齢区分 | 定員 |
|------|-------|-----|
| 2号 | 4歳以上児 | 34名 |
| | 3歳児 | 16名 |
| 3号 | 1・2歳児 | 31名 |
| | 0歳児 | 9名 |

7. 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(入園)

「調布市保育施設入園案内」のとおり、保育を必要とする乳児、幼児その他の児童のうち、本園に入園を希望する場合は、居住する区市町村(以下「区市町村」という。)指定の保育所入所申込書に必要事項を記載し、区市町村長に申し込むものとする。本園に入園を希望するものが多数となり、定員を超える場合は、調布市が入園希望者全員にわたり、その選考を行い、入所者を決定するものとする。

(退園)

現在在園中の児童が退園の条件に該当するときは、保護者より退園届を提出し、退園させるものとする。